

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 4 年度 愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	令和 4 ・ 5 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	4
資料 5	令和 4 年度愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過	5
資料 6	令和 4 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会の概要	6
資料 7	令和 4 年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要	7
資料 8	本日の協議内容	8
資料 9	令和 4 年度愛知県幼児教育研究協議会リーフレット（案）	

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会学習教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

令和4年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏名	職名
学識経験者 ・ 一般有識者	津金美智子	名古屋学芸大学教授
	鈴木 照美	椋山女学園大学講師
市町村 関係者	宮島 年夫	大府市教育委員会教育長
	笹口 真	名古屋市教育委員会指導部指導室長
	永井 悦子	名古屋市子ども青少年局保育部主幹
	板倉 宏幸	高浜市こども未来部こども育成グループグループリーダー
幼稚園 保育所 及び学校 関係者	竹内 由紀	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長（半田市立成岩幼稚園長）
	水越 省三	愛知県私立幼稚園連盟副会長（葵名和幼稚園長）
	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会部会長（名古屋市 天使保育園長）
	宇都宮美智子	名古屋民間保育園連盟副会長（名古屋市 中村保育園長）
	山本 武志	豊橋市立八町小学校長
P T A 関係者	榊原 智寛	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長（名古屋市立第一幼稚園）
	遠藤 結衣	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長（栄和幼稚園）
	杉浦 芙実	一宮市立大和北保育園保護者の会会長
県関係者	横井 純	愛知県福祉局子育て支援課長
	藤井 徹	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長

事務局名簿

	氏名	職名		
事 務 局	栗木 晴久	愛知県教育委員会学習教育部 部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	水谷 政名	愛知県教育委員会義務教育課 課長		
	井手 史朗	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	小野 智之	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	尾本 国博	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	林 智子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	鈴木 清子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	服部 みさ	愛知県教育委員会義務教育課 指導主事		
	山田知恵子	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	長谷川智子	愛知県総合教育センター基本研修室 主査		

令和4・5年度愛知県幼児教育研究協議会協議題
 幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして
 ～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～

(設定理由)

現状

- ・県においては令和2・3年度で「幼児期に育みたい資質・能力」について、小学校以降の育ちも見通しながら一体的に捉えることの大切さを示してきた。
- ・「幼児期に育みたい資質・能力」を明確にする過程で、本協議会に関わる保護者や小学校関係者などに、幼稚園や保育所等での生活や遊びの意義が再認識された。そして、その意義や価値をもっと保護者に発信していくことの必要性を指摘された。

国の提言・社会の要請

- ・国における『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』において、「幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難い」ことや、「発達の連続性の重要性に関する理解が必ずしも十分ではない」ことが現状として示された。そして幼児期の教育で育みたい資質・能力を幼児教育施設、家庭、地域（社会）と共有し、その価値を認識し合うことや、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を、子供に関わる大人が立場の違いを越えて再確認すべきことを求めている。

検討すべき課題

- 「幼児期に育みたい資質・能力」をはじめ、幼児教育施設における教育の意義や価値について保護者や小学校を含む地域に理解され、認識し合うためには、どのようなことが必要か。
- 子供一人一人のよさや可能性を伸ばす上で、各園が「社会に開かれたカリキュラム」の実現のために、日々の保育・教育をどのように見直し、改善を図るとよいのか。

認識共有のための取組

保育者の資質向上
(幼児理解に基づく評価の実施)

「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざす

カリキュラムの検討

子供の成長を切れ目なく支える観点から、幼保小の円滑な接続をより一層すすめる

研究計画

【一年次】

- ・幼児教育に携わる職員が「今子供に何が育ちつつあるのか」と捉えたことを、家庭や小学校を含む地域と共有するために行うことは何かを検討。
- ・幼児期の教育への認識が広がり深まるような具体的な方策や工夫を検討。
- ・幼児理解に基づく評価を通して保育の改善・充実とカリキュラムの見直しにも視点をあてて考える。
 ⇒成果物として幼児教育施設が参考とすることのできる手引き（リーフレット）作成

【二年次】

- ・園が参考として活用できる取組を事例として紹介
- ・複数の実践事例を通して、計画したことの効果や改善点等を検討
 ⇒ 園が参考とできる実践事例集を作成

資料 5

令和4年度 愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過

年	月	日	曜	予定時間 予定場所	幼児教育研究協議会	幼児教育研究協議会 専門部会
4	5	30	月	14:00～16:00 自治センター 602会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和4年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
4	7	14	木	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第1回専門部会〉 ・令和4年度協議題について ・第1回研究協議会の報告 ・専門部会の役割について ・研究内容について ・第2回部会の予定確認
4	9	8	木	14:00～16:00 自治センター 602会議室		〈第2回専門部会〉 ・リーフレットの構想(内 容)検討 ・第3回部会の予定確認
4	11	17	木	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第3回専門部会〉 ・提案リーフレット(案)につ いて修正案の検討 ・今後の修正について
5	1	13	金	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・提案リーフレット(案)について ・令和5年度の計画について (方向性の確認)	

令和4年度第1回愛知県幼児教育研究協議会の概要

日時：令和4年5月30日（月）午後2時から午後4時

会場：自治センター602会議室

資料 6

< 協議の概要 >

①幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」とは

②幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」を実現するために（各委員からの意見）

- ・5歳児の竹ぽっくり作りで、地域の方に作っていただいていたありがとう、ではなく、子供の姿を伝え、理解していただき、更にアイデアをいただき、一歩踏み込んだ関わりをしている園がある。地域と関わりを深めるには、どのようにしていくとよいのか考えさせられた。
- ・園は発信の仕方を工夫している。ICTを活用し、写真等を取り入れて、目で見ても分かりやすい方法も考え、保護者や地域へ広げる努力をしている。
- ・伝わるように伝えることは難しい。園でしていることを、小学校の先生は、そんなふうには思っていたのか、と思うことがある。丁寧に伝えることも大事。
- ・園が作ったカリキュラムを地域の人に知っていただくだけでは弱い。教育課程を地域の方と一緒に作るのが、「社会に開かれたカリキュラム」ではないか。
- ・幼保小の連携は大事だが、複数の園からの入学で、小学校のスタートカリキュラムは非常に難しく感じる。
- ・少しでも幼保小のつながりをもっていく中で、「社会に開かれたカリキュラム」が見えてくるのではないか。幼稚園教育、小学校教育、互いに理解し合うことが、今回のテーマに迫るために改めて必要ではないか。
- ・子供の遊びと大人の遊びは違うことを分かりやすく伝えていくことも課題の一つだと思う。
- ・我が子の通う園は、アプリの導入がされており、遊びや食事の様子等、写真がメールで送られてくる。父親としても子供の様子がよくわかる。園の菜園等、地域の方の力を借りて学びにつなげるとよいと思う。
- ・「社会に開かれたカリキュラム」を周知していけば、社会全体で幼児教育をみていくようになるのではないか。

～成果物の方向性は～

- ・遊びには価値がたくさんあることを分かってもらえるような、幼児教育段階で必要なことを示せるとよい。
- ・幼児教育の中でしていることをオープンにするのは第一段階、第二段階は幼児教育を理解していただいた上で、外部人材をどう取り込んで、今ある幼児教育を豊かにしていくかということ。
- ・パッと見て、園の先生はこういうことを考えながら仕事をしているのか、とわかるような成果物ができるとよい。目標は外部の方を学校教育の中に取り込んでいくこと。
- ・学ぶということはどういうことなのか、幼児教育で大事にしていることの発信源になればよいと思う

令和4年度 愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要

	専門部会	検討事項として
1	<p>〈第1回専門部会〉 7月14日(木) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室</p>	<p>(1) 令和4年度協議題の報告 (2) 第1回研究協議会の報告 (3) 専門部会の役割について確認 (4) 協議事項</p> <p>○本年度作成リーフレット構想について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議内容につながる事例について ・掲載内容、構成について検討
2	<p>〈第2回専門部会〉 9月8日(木) 午後2時から午後4時 自治センター602会議室</p>	<p>協議事項</p> <p>○リーフレット(案)の構成と内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員からの提供資料の共通理解を通して掲載内容を検討 ・掲載したい内容をもとにした構成の仕方について ・園(現場)の参考になるリーフレットについて ・伝えたい内容が理解されやすい構成について
3	<p>〈第3回専門部会〉 11月17日(木) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室</p>	<p>協議事項</p> <p>○リーフレット(案)の構成と内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案リーフレット(案)の修正点について ・見やすいレイアウト、様式について ・修正の方向性について ・完成までの進め方について

本日の協議内容

<協議題>

幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして
～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～

(1) 令和4年度作成リーフレット（案）について

- ・構成・内容について
- ・文字、語句等について

(2) 令和5年度の取り組みについて

(3) その他